

## へき地医療拠点病院の新規指定について

医療政策課

## 1 へき地医療拠点病院の概要

## (1) 目的

へき地診療所等への代診医等の派遣、へき地従事者に対する研修、遠隔診療支援等の診療支援事業等が実施可能な病院を県単位で「へき地医療拠点病院」として編成し、へき地における住民の医療を確保することを目的とする。

## (2) 指定基準

へき地保健医療対策等実施要綱（厚生労働省、R 4. 7. 29 一部改正）による。

## (3) 指定病院数（R 5 年（2023 年）10 月 1 日現在）

8 病院

詳細は、「(参考) へき地医療拠点病院等の指定状況」に記載のとおり

## (4) 指定要件の現状確認

へき地の医療体制構築に係る指針（厚生労働省、R 5. 3. 31 一部改正）において、一定期間継続して主要 3 事業（巡回診療、医師派遣、代診医派遣）の実施回数が月 1 回未満あるいは年 12 回未満である場合には、在り方等について検討すること、県が現状を把握することが示されている。

## 2 新規指定について

		新規指定
対 象 病 院		国民健康保険依田窪病院
申 請 者		依田窪医療福祉事務組合 組合長 羽田 健一郎
申 請 日		R 5 年（2023 年）11 月 15 日
病 院 概 要	所 在 医 療 圏	上小医療圏（小県郡長和町）
	病 床 数	140 床（一般 43 床、地域包括ケア 88 床、休床 9 床）
指定基準への適合状況※		適合
対 応 案		病院からの申請に基づき新規指定（R 6 年 4 月 1 日付け）

※詳細は別添申請書のとおり

## 3 指定等に関する事務手続

へき地医療拠点病院の必須事業のうち、巡回診療、医師派遣、代診医派遣は主要 3 事業とされており、いずれも医療従事者の確保対策を含むため、医師の確保を主な所掌とする地域医療対策協議会での協議を経た上で、医療審議会へ報告し、指定等を行う。

◆ 国保依田窪病院の新規指定について

国保依田窪病院から、へき地医療拠点病院の指定の申請（令和5年11月15日付け）。



「へき地保健医療対策等実施要綱」（厚生労働省、R4.7.29一部改正）の指定基準

県知事は、次に掲げる事業（必須事業あり）を実施した実績を有する又はこれらの事業を当該年度に実施できると認められる病院をへき地医療拠点病院として指定する。

必須事業（以下のいずれか） 主要3事業：（巡回診療（①の一部）、医師派遣・代診医派遣（②の一部）	県による 適合確認
① 巡回診療等によるへき地住民の医療確保 <sup>※1</sup>	○ (医師派遣 8回/月)
② へき地診療所等への医師派遣（代診医等の派遣を含む。）及び技術指導、援助 <sup>※1・2</sup>	
③ 遠隔医療等の各種診療支援	
任意事業	
① 特例措置許可病院への医師の派遣	
② 派遣医師等の確保	
③ へき地の医療従事者に対する研修及び研究施設の提供	○
④ 総合的な診療能力を有し、プライマリ・ケアを實踐できる医師の育成	○
⑤ その他都道府県及び市町村がへき地における医療確保のため実施する事業に対する協力	○

※1： 必須事業のうち主要3事業である①（巡回診療）、②（医師派遣、代診医派遣）については、月1回以上あるいは年12回以上の実施が望ましいとされている。

※2： 同一経営主体内での代診医等の派遣を除く。



◆ 対応案

主要事業を含む指定要件に適合していることから、新規に指定する（R6年4月1日付け）。

(参考) へき地医療拠点病院等の指定状況

へき地医療拠点病院 (R 5 年 (2023 年) 10 月 1 日現在)

二 次 医療圏	病院名	指定 年度	支援方法	支援地区等
佐 久	佐久市立国保浅間総合病院	S 56 (1981)	巡回診療	佐久市 (香坂東地)
	県厚生連佐久総合病院	S 56 (1981)	医師派遣	・ 南牧村出張診療所 ・ 北相木村へき地診療所
飯 伊	県立阿南病院	S 56 (1981)	巡回診療	阿南町 (日吉、鈴が沢)
			医師派遣	売木村国保直営診療所
木 曾	県立木曾病院	H19 (2007)	巡回診療	上松町 (高倉台、西奥)
大 北	市立大町総合病院	R 3 (2021)	医師派遣	小谷村国保小谷村診療所
長 野	県厚生連南長野医療センター 新町病院	S 63 (1988)	巡回診療	長野市 (信州新町 信級、西部)
	県厚生連南長野医療センター 篠ノ井総合病院	R 1 (2019)	医師派遣	小川村国保直営診療所
北 信	飯山赤十字病院	H 4 (1992)	医師派遣	野沢温泉村市川診療所

5 依病総第 703 号

令和 5 年 (2023 年) 11 月 15 日

長野県知事 阿部 守一 様

病院名 国民健康保険依田窪病院

開設者 依田窪医療福祉事務組

組合長 羽田 健一郎



国民健康保険依田窪病院のへき地医療拠点病院への指定について (申請)

日頃は当院の運営に対し格別の御配位を賜り厚く御礼申し上げます。

当院 (国民健康保険依田窪病院) は、令和 4 年 4 月から、県内のへき地診療所からの要望を受け、医師派遣を行っております。

これは、医師不足に悩むへき地の医療を確保するために必要な取組であり、今後継続した医師派遣を実施していきたいと考えていることから、県のへき地医療を担う病院として、へき地医療拠点病院への指定をお願い申し上げます。

病院の概要及び厚生労働省がへき地保健医療対策等実施要綱に示している基準への対応状況は別添のとおりです。

# 国民健康保険依田窪病院の概要及び実施するへき地保健医療対策について

## 1 病院の概要（令和5年11月15日現在）

- ・ 医療機関名：国民健康保険依田窪病院
- ・ 設置主体：依田窪医療福祉事務組合
- ・ 設置日：昭和56年4月1日
- ・ 許可病床数：140床（一般43床 地域包括ケア88床 休床9床）
- ・ 診療科：内科・外科・整形外科・眼科・小児科・皮膚科・泌尿器科・脳神経外科・循環器科・消化器科・リウマチ科・呼吸器科・リハビリテーション科・耳鼻咽喉科・心臓血管外科
- ・ 医師数：計20.179人（常勤：15人、非常勤：5.179人（常勤換算））

## 2 へき地医療拠点病院が実施する事項

	指定基準	取組内容
必須事業	巡回診療等によるへき地住民の医療確保	
	へき地診療所等への代診医等の派遣（継続的な医師派遣も含む）及び技術指導、援助	令和4年4月より上田市武石診療所へ医師を派遣し診療支援。（医師2名） ＜診療時間＞ 毎週月 9：00～12：00 毎週水 9：00～12：00
	遠隔医療等の各種診療支援	
留意事項	特例措置許可病院への医師の派遣	
	派遣医師等の確保	
	へき地の医療従事者に対する研修及び研究施設の提供	・ 武石診療所所長の当院内科カンファレンスへの参加 等
	総合的な診療能力を有し、プライマリ・ケアを実践できる医師の育成	・ プライマリ・ケア認定指導医3名 諏訪中央病院の家庭医療プログラムへ協力し、家庭医療プログラムの中の専門研修連携施設の一つとなっている。プログラムでの研修先として選択した医師が在院して経験を積んでいる。
その他都道府県及び市町村がへき地における医療確保のため実施する事業に対する協力	県及び市町村からの依頼を受け、可能な限り医師・看護師をはじめとした医療従事者の人的協力 特に、感染管理認定看護師を地域内施設へ派遣し、施設の感染対策能力向上を行っている	

### 3 整備基準 ※整備基準は指定要件に含まれない

	指 定 基 準	整 備 状 況
施 設	病 棟	3階病棟 地域包括ケア病床 (10:1看護基準) 39床
		4階病棟 一般病床 (10:1看護基準) 43床
		5階病棟 地域包括ケア病床 (10:1看護基準) 49床
	検 査	検査室、エコー室、脳波室、防音室、内視鏡室 等
	放 射 線	MRI室、CT室、X線TV室 (3部屋)、一般撮影室 (2部屋) 等
	手 術 部 門	手術室 (4室) うちバイオクイーンルーム1室
	医 師 住 宅	医師住宅1戸、アパート4部屋
設 備	医 療 機 器	MRI 1.5テスラ (1台)、全身用X線CT (1台)、マンモグラフィ (1台)、X線TV (3台)、骨密度測定装置 (1台)、内視鏡検査システム (3台)、超音波診断装置、透析装置 等
	歯 科 医 療 機 器	

## 特定労務管理対象機関の指定について

医師・看護人材確保対策課

## 1 特定労務管理対象機関について

- 令和6年4月からの医師の時間外労働上限規制の適用開始に向け、時間外・休日労働が年960時間を超える必要がある医師がいる医療機関は、医療機関勤務環境評価センターによる評価を受審した上で、県に対し、特定労務管理対象機関（いわゆるB・連携B・C-1・C-2水準対象機関）の申請を行い、その指定を受ける必要がある。

## ＜特例水準＞ 年1,860時間を上限

特例水準	機関名称	医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務
B	特定地域医療提供機関	救急医療
		居宅等における医療
		地域において当該医療機関以外で提供することが困難な医療
連携B	連携型特定地域医療提供機関	医療提供体制の確保のために必要と認められる医師の派遣
C-1	技能向上集中研修機関	臨床研修 専門研修
C-2	特定高度技能研修機関	高度な技能の修得のために研修

- 県は、指定に当たって、地域の医療提供体制の構築方針との整合性の観点から、医療審議会の意見を聴くこととされている。

## ＜医療法第113条第5項＞

都道府県は、第一項の規定による指定（特定労務管理対象機関の指定）をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

- ※ 地域の医療提供体制は、地域の医師の確保と一体不可分であるため、2月9日開催予定の医療審議会における意見聴取に先立ち、現時点における指定申請の状況等について、地域医療対策協議会において説明する。

## 特定労務管理対象機関の指定申請等の状況

### 1 指定申請があった医療機関

申請医療機関	申請区分（水準）	特例水準の適用が必要な業務	審査状況
諏訪赤十字病院	特定地域医療提供機関（B水準）	・ 救急医療 ・ 地域において当該病院以外で提供することが困難な医療	別添調書のとおり
長野県立こども病院	特定地域医療提供機関（B水準）	・ 救急医療 ・ 地域において当該病院以外で提供することが困難な医療	別添調書のとおり
信州大学医学部附属病院	特定地域医療提供機関（B水準）	・ 救急医療	別添調書のとおり
	連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）	・ 医療提供体制の確保のために必要と認められる医師の派遣	別添調書のとおり

### 2 評価受審中の医療機関

申請医療機関	申請区分（水準）	特例水準の適用が必要な業務
飯田市立病院	特定地域医療提供機関（B水準）	・ 救急医療
長野赤十字病院	特定地域医療提供機関（B水準）	・ 救急医療
長野中央病院	特定地域医療提供機関（B水準）	・ 救急医療
長野県立信州医療センター	特定地域医療提供機関（B水準）	・ 地域において当該病院以外で提供することが困難な医療



## 特定労務管理対象機関の指定に係る調書

医療機関名	諏訪赤十字病院
申請区分	特定地域医療提供機関（B水準）
適用予定診療科	循環器内科、血液内科、整形外科、脳神経内科、脳神経外科、 心臓血管外科、麻酔科、救急科

	指定要件	審査状況（申請書類に基づく確認）
1	特例水準の適用が必要な業務	<p>○救急医療（三次救急医療機関）</p> <p>○地域において当該病院以外で提供することが困難な医療</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神科救急</li> <li>・小児救急</li> <li>・高度ながん治療等極めて高度な手術・病棟管理の実施</li> <li>・その他（心血管疾患治療）</li> </ul>
2	上記1に係る業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が年960時間を超えることがやむを得ない理由	<p>○救急医療</p> <p>諏訪医療圏の三次救急を担っており、24時間365日稼働し年間の救急受入患者数は16,012人、そこからの入院患者数は4,873人と全体の入院患者数の43.6%（令和4年度実績）を占めている。ドクターカーも運用しており、年々出勤回数が増加傾向にあり時間外出動の要請もあり出来る限り対応している。</p> <p>現在救急専門医3名（1名育休中）と医師不足の中、日々の業務にあたっており、救急専門医については大学医局においても人数が少ないことから増員も難しく、独自に採用募集を実施するものの応募がない状況が続いており、他診療科医師の協力を得ながら救急医療を提供している。</p> <p>また、急性心筋梗塞、脳卒中等当院でしか行えない治療があり緊急性も高いことから時間外・休日労働の上限を超えざるを得ない状況となっている。</p> <p>○地域において当該病院以外で提供することが困難な医療</p> <p>当院は諏訪医療圏の中核病院として高度急性期及び急性期医療を提供。精神科救急については、病院群輪番制にて受入を行い、小児救急については、地域周産期母子医療センターに指定されており産科からの依頼に応じるため24時間体制でNICU/GCUを運営している。また、諏訪地区小児夜間急病センターからの入院依頼に随時応じる体制を整えているが、諏訪地区小児夜間急病センターが今年度を以って廃止となることから小児科医師への更なる負担が予想される。</p> <p>また、高度のがん治療等極めて高度な手術・病棟管理を提供しており、地域がん診療連携拠点病院として二次医療圏に当院しか保有していない放射線治療装置やダヴィンチによるがん治療を行っている。</p> <p>一方では高度のがん治療に限らず、心血管疾患については二次医療圏で心臓血管外科を標榜している病院は当院のみで緊急対応をせざるを得ない状況であり、血液疾患については医師1名で対応しているが、南信地域での医師不足もあり当院に患者が集中している。</p> <p>さらには、高齢化による骨折等の緊急手術により時間外・休日における手術の増加もあり時間外労働の上限を超えざるを得ない状況となっている。</p>

（続く）

3	評価センターによる評価結果（全体評価）	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる。
4	医師労働時間短縮計画の案が要件を満たしていることの確認（注1）	評価センターにおいて評価済みであり、適当と認める。
5	追加的健康確保措置の実施体制の確認（注2）	評価センターにおいて評価済みであり、適当と認める。
6	労働関係法令の重大・悪質な違反がないことの確認	当該医療機関から提出された誓約書により確認

（注1）医師労働時間短縮計画の案において満たすべき要件

- ・当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成したものであること
- ・勤務する医師の労働時間の状況
- ・労働が長時間にわたる勤務する医師の労働時間の短縮に係る目標
- ・勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項
- ・上記のほか、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項

（注2）追加的健康確保措置実施体制の確認

- ・面接指導及び休息時間を確保することができる体制が整備されていること

#### ○対応案

上記の審査状況から、諏訪赤十字病院を特定地域医療提供機関（B水準）に指定することとしたい。（令和6年4月1日付け）

## 特定労務管理対象機関の指定に係る調書

医療機関名	長野県立こども病院
申請区分	特定地域医療提供機関（B水準）
適用予定診療科	小児集中治療科、産科、心臓血管外科

	指定要件	審査状況（申請書類に基づく確認）
1	特例水準の適用が必要な業務	○救急医療 ○地域において当該病院以外で提供することが困難な医療 ・小児救急
2	上記1に係る業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が年960時間を超えることがやむを得ない理由	長野県の小児・周産期医療の最後の砦として、小児救命救急（三次救急）を担っており、高度な医療提供、複雑な症例、重症患者を24時間365日受け入れている。これらの症例に対応するためには多くの高度な専門知識、技術を持つ医師が必要となるが、人員には限りがあり、夜間、休日には交代で対応しているものの時間外労働の上限（960時間）を超えざるを得ない。 今回、指定申請する診療科の状況は次のとおりである。 1 産科 分娩は予測不能なため、24時間365日体制で業務に従事している。休日・夜間帯は宿直許可を申請中であるが、宿直許可が取得できなければ時間外労働時間は960時間を超過せざるを得ない。 2 小児集中治療科 小児の全身集中管理を行っており、24時間365日集中治療を行っている。月単位の変形労働時間制を採用し、超過勤務の削減には努めているがそれでもなお時間外労働時間は960時間を超過せざるを得ない。 3 心臓血管外科 心臓疾患は緊急性が高く、患者の生命にかかわることが多いため、24時間365日急患の対応を余儀なくされている。業務の見直しを行いながら時間外労働の削減に取り組んでいるが時間外労働時間は960時間を超過せざるを得ない。
3	評価センターによる評価結果（全体評価）	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる。
4	医師労働時間短縮計画の案が要件を満たしていることの確認（注1）	評価センターにおいて評価済みであり、適当と認める。
5	追加的健康確保措置の実施体制の確認（注2）	評価センターにおいて評価済みであり、適当と認める。
6	労働関係法令の重大・悪質な違反がないことの確認	当該医療機関から提出された誓約書により確認

（注1）医師労働時間短縮計画の案において満たすべき要件

- ・当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成したものであること
- ・勤務する医師の労働時間の状況
- ・労働が長時間にわたる勤務する医師の労働時間の短縮に係る目標
- ・勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項
- ・上記のほか、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項

（注2）追加的健康確保措置実施体制の確認

- ・面接指導及び休息時間を確保することができる体制が整備されていること

### ○対応案

上記の審査状況から、長野県立こども病院を特定地域医療提供機関（B水準）に指定することとしたい。（令和6年4月1日付け）

## 特定労務管理対象機関の指定に係る調書

医療機関名	信州大学医学部附属病院
申請区分	特定地域医療提供機関（B水準）
適用予定診療科	循環器内科、精神科、小児科、消化器外科、心臓血管外科、呼吸器外科、乳腺・内分泌外科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科頭頸部外科、産科婦人科、麻酔科蘇生科、形成外科

	指定要件	審査状況（申請書類に基づく確認）
1	特例水準の適用が必要な業務	○救急医療
2	上記1に係る業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が年960時間を超えることがやむを得ない理由	<p>長野県内で7箇所ある3次救急医療機関のうちの1施設であり、その中でも高度救命救急センターを擁する唯一の機関である。昨年の救急患者受入総数は5,274人（うち、救急車搬送は2,282人）で、1年間の延べ入院患者数は187,669人（うち夜間・休日・時間外入院件数は1,423人）。急性期医療が必要な患者に対しては高度救命救急センターの医師のみではなく本院に所属する全ての医師が24時間365日体制で患者を受け入れ、高度な医療を提供している。</p> <p>上記のような3次救急医療機関としての機能に加え、本院には教育研究病院としての機能も求められている。求められる機能が多岐にわたる中で医師の働き方改革により時間外労働時間の縮減を目指していくところであるが、現状では特定医師の時間外労働時間が960時間を超えざるを得ない状況となっている。</p>
3	評価センターによる評価結果（全体評価）	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる。
4	医師労働時間短縮計画の案が要件を満たしていることの確認（注1）	評価センターにおいて評価済みであり、適当と認める。
5	追加的健康確保措置の実施体制の確認（注2）	評価センターにおいて評価済みであり、適当と認める。
6	労働関係法令の重大・悪質な違反がないことの確認	当該医療機関から提出された誓約書により確認

（注1）医師労働時間短縮計画の案において満たすべき要件

- ・当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成したものであること
- ・勤務する医師の労働時間の状況
- ・労働が長時間にわたる勤務する医師の労働時間の短縮に係る目標
- ・勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項
- ・上記のほか、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項

（注2）追加的健康確保措置実施体制の確認

- ・面接指導及び休息時間を確保することができる体制が整備されていること

### ○対応案

上記の審査状況から、信州大学医学部附属病院を特定地域医療提供機関（B水準）に指定することとしたい。（令和6年4月1日付け）

## 特定労務管理対象機関の指定に係る調書

医療機関名	信州大学医学部附属病院
申請区分	連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）
適用予定診療科	循環器内科、血液内科、脳神経内科、小児科、皮膚科、放射線科、消化器外科、心臓血管外科、呼吸器外科、整形外科、脳神経外科、眼科、耳鼻咽喉科頭頸部外科、産科婦人科、麻酔科蘇生科、救急科、高度救命救急センター

	指定要件	審査状況（申請書類に基づく確認）
1	特例水準の適用が必要な業務	○医療提供体制の確保のために必要と認められる医師の派遣
2	上記1に係る業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が年960時間を超えることがやむを得ない理由	<p>当院の目標の一つとして「地域における医療と福祉の向上に寄与する。」を掲げており、その手段として長野県内の医療機関への医師派遣を行い、医療提供体制の維持に貢献している。今年度は長野県内の96医療機関へ延べ1,704名の医師を派遣しており、短時間兼業の依頼（定期的ではなく1日限りの兼業依頼など）を含めるとその数は2,000名を超える。</p> <p>しかしながら、法令上兼業に従事した労働時間は当該医師の労働時間に通算されることになっており、当院内における時間外労働時間が960時間以内に収まっても、兼業時間の通算によりそれを超えてしまう特定医師が発生する見込みである。これに該当する場合、当院から長野県内の医療機関への医師派遣が困難となり、医療提供体制の維持ができなくなる恐れがある。</p> <p>医師の働き方改革により時間外労働時間の縮減を目指していくところであるが、長野県の医療体制を維持することも鑑み、連携B水準の指定申請を行う必要がある。</p>
3	評価センターによる評価結果（全体評価）	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる。
4	医師労働時間短縮計画の案が要件を満たしていることの確認（注1）	評価センターにおいて評価済みであり、適当と認める。
5	追加的健康確保措置の実施体制の確認（注2）	評価センターにおいて評価済みであり、適当と認める。
6	労働関係法令の重大・悪質な違反がないことの確認	当該医療機関から提出された誓約書により確認

（注1）医師労働時間短縮計画の案において満たすべき要件

- ・当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成したものであること
- ・勤務する医師の労働時間の状況
- ・労働が長時間にわたる勤務する医師の労働時間の短縮に係る目標
- ・勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項
- ・上記のほか、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項

（注2）追加的健康確保措置実施体制の確認

- ・面接指導及び休息時間を確保することができる体制が整備されていること

### ○対応案

上記の審査状況から、信州大学医学部附属病院を連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）に指定することとしたい。（令和6年4月1日付け）